

第 411 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 令和元年 8 月 21 日（水） 午前 10 時 30 分から午前 11 時 49 分

2 場 所 東京新卒応援ハローワーク会議室

3 出席者 公益代表委員 5 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 5 名

4 議事録

都留会長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第 411 回東京地方最低賃金審議会を始めます。初めに、委員の出欠状況について事務局から報告してください。

課長補佐 本日は、公益代表の児玉委員、使側代表の井上委員から御欠席との御連絡をいただいておりますが、委員定数 18 名のうち 16 名が御出席ですので、現時点におきまして、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数である全委員の 3 分の 2 が 12 名以上、又は各側委員の各 3 分の 1 以上を満たしておりますことを御報告いたします。

都留会長 ありがとうございます。本日の議事録の署名は、東京地方最低賃金審議会運営規程第 7 条に基づきまして、公益委員は私が、労側委員は反町委員、使側委員は小林委員にお願いします。

それでは議事に入ります。まず、議事（1）「東京都最低賃金審議会の意見に対する異議申出について」でございます。事務局から申出の状況と処理手続きについて説明をしてください。

賃金課長 それでは御説明いたします。資料の 1 ページ、資料番号 1 を御覧ください。東京都最低賃金の改正決定につきましては、8 月 5 日に当審議会より答申をいただきましたので、最低賃金法第 11 条第 1 項に基づき、同日にその旨、公示いたしました。最低賃金法第 11 条第 2 項に基づき、当該最低賃金に係る労働者又は使用者は、公示があった日から 15 日以内に、東京労働局長に異議を申し出ることが出来るとされており、昨日 8 月 20 日が異議申出期間満了日でございます。その結果、期日までに 12 件の異議申出書が東京労働局長あて提出されました。最低賃金法第 11 条第 3 項に基づき、異議申出書が提出された場合には、東京労働局長は、東京地方最低賃金審議会に意見を求めなければならないとされていることから、本日、諮問させていただくことにしております。以上です。

都留会長 了解しました。異議申出があったことに対して、当審議会の意見を求

めることについて、東京労働局長より、諮問されるとのことですので、局長、お願いいたします。

(局長から会長へ諮問文手交)

主任賃金指導官 それでは、各委員に諮問文の写しをお配りいたします。

(諮問文 (写) 配布)

主任賃金指導官 それでは、読み上げをさせていただきます。

(諮問文朗読)

都留会長 東京労働局長より諮問がありましたので、ただ今よりこの異議申出について審議に入ります。まず、事務局から異議申出書について説明をお願いします。

課長補佐 異議申出書につきましては、提出件数が 12 件となっております。お手元の資料の 3 ページの資料番号 2 に、異議申出書を作成した日付順にその一覧表を作成しており、5 ページ以降、資料番号 3 として、その写しを添付しております。提出があった異議申出書 12 件のうち 11 件は、労働者団体からの意見であり、1 件は個人からの意見です。いずれも、今年度の東京都最低賃金について、東京地方最低賃金審議会の答申した引上げ額より、さらに引き上げるよう求める趣旨の異議申出書となっております。

これから異議申出書ごとに、その要旨を説明いたします。なお、労働組合の印影、労働組合の代表者職名の印影、個人の印影については、これらを公にすることにより、各団体又は個人の権利利益を害する恐れがあるため、当局にて黒塗りをしております。

まず、資料の 7 ページです。2019 年 8 月 6 日付け、三多摩地区労働組合連合協議会の異議申出書について、その要旨を説明いたします。

異議の内容ですが、物価上昇、消費税、復興特別税などの増税、社会保険家計金など公的負担は増加してきているのに、時給 1,013 円で年間 2,085 時間働く労働者の平均月収は、17 万 6,008 円にしかならず、最低生計費に対し、月当たり 56,000 円以上不足する。年間労働時間 2,085 時間も先進国の平均労働時間を大きく超えるものであり、本来もっと少ない労働時間で生活が支えられなければならない。よって、速やかに時給

1,500 円を目指すべきである、といったものです。

次に、9 ページです。2019 年 8 月 7 日付け、東京春闘共闘会議の異議申出書について、その要旨を説明いたします。異議の内容ですが、時給 1,500 円を見据えた 100 円以上の引上げ額の決定が必要であったが、東京地方最低賃金審議会での審議は、今年も政治主導で最初から 3%ありきで、東京は 3%以下の 28 円引上げという不当な結論を出し、最大の経済圏である首都東京において、積極的な審議、決定が出せなかったことに対して残念という以外にない。審議会の運営についても、当事者の直接意見陳述を実現することなく、非公開の専門部会での密室審議での決定であり、最低賃金ラインで働く者の職場や生活実態を調査していない。その結果、私たち働く者の要求とかけ離れた改定額となっている。東京において、早期に 1,500 円を求めるといった私たちの要求が、同時に、圧倒的多数の都民の社会的賃金要求であることであり、再度審議し、2019 年 10 月発効の東京都の最低賃金については、少なくとも 1 時間 1,100 円以上の審議、答申をするよう求めること、審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会での最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう、強く促すことを要求する内容となっております。

次に、11 ページです。2019 年 8 月 8 日付け、全労連・全国一般労働組合東京地方本部からの異議申出書について、その要旨を説明いたします。

今回出された改正答申は、中央最低賃金審議会の目安額を 1 円も上回らず、これまでの審議会で紹介された私たちの意見が真剣に議論された結果とは到底思われず、中央最低賃金審議会の目安額ありきの結論と言わざるを得ないこと。時給 1,013 円では、年間 1,800 時間フルに働いたとしても、貧困から抜け出すことはできず、消費購買力を上げて、経済の好循環を作っていくことは望めないことから、労働者の生活の安定を目的にしている最低賃金法の趣旨に沿って、労働者の生計費を基軸に審議をやり直すこと。審議会の審議内容は全て開示して、貧困と格差解消の要となる全国一律最低賃金制の実現に向けて審議を行い、政府に働きかけること。来年度からは、貧困にあえぐ労働者の意見を直接聞くことといった内容が記載された異議申出書となっております。

次に、13 ページです。2019 年 8 月 9 日付け、東京地評青年協・東京労連青年部の異議申出書及び、少し飛びますが、25 ページの 2019 年 8 月 17 日付け、東京地方労働組合評議会女性センターの異議申出書が、それぞれ青年の立場、女性の立場で述べている部分がありますが、ほぼ同じ内容ですので、合わせて御説明させていただきたいと思います。

異議の内容ですが、時給 1,013 円では、健康で文化的な最低限度の生

活を送ることは絶対に不可能であり、労働者の生活実態を全く考慮していない。時間額 1,000 円を突破したことは、多少なりとも評価できるが、東京においては、時給 1,500 円の実現を見据え、今回の審議で時間額 100 円以上引き上げる決定が必要であること。また、審議会の運営についても、本審が全面公開されるようになったとはいえ、当事者の意見陳述を実現することもなく、非公開の専門部会が密室で審議する中で、青年労働者、非正規雇用を選ばざるを得ない女性労働者及び母子世帯の働き方や生活実態を具体的に調査することもなく、どのような生活を想定して時間額を決定したのか甚だ疑問であること。以上を踏まえて、東京で 100 円以上引き上げる改定審議を求め、2019 年 10 月発効の最低賃金について、少なくとも時間額 1,100 円以上の審議・答申をするよう求めること。審議会・専門部会の全面公開、公開の審議の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すことという内容であります。

次に、15 ページです。2019 年 8 月 13 日付け、東京地方医療労働組合連合会からの異議申出書ですが、今まで説明した他の異議申出書に記載された理由を踏まえて、審議会の改正決定の意見に対する異議を申立てるといった内容となっております。その内容ですが、安倍政権が進めている物価上昇政策を踏まえれば、3%程度の引上げでは実質賃金の減少となること。また、最低賃金額は、労働基準法で定める「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきもの」にかなう水準に引上げるべきであること。医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接に受け、医療や介護職の地域間格差に直結し、働く県によって賃金格差が月額 8~9 万円以上になる実態があること。よって、最低賃金の地域間格差をなくして、全国一律の最低賃金を 1,500 円に改正するべきであること。一度に時間額 1,500 円にできないのであれば、到達年度を確認しつつ、今年度の引上げ額を議論すべきであることという内容であります。

次に 17 ページです。2019 年 8 月 13 日付け、民放労連関東地方連合会からの異議申出書であります。その内容ですが、労働者が 8 時間働けば、普通の生活が出来る賃金は 25 歳の独身で 1,500 円以上が必要と全国各地の調査で発表されている。東京地方最低賃金審議会が最低賃金法第 1 条を真摯に受け止めるならば、1,500 円を見据えた審議を行うべきである。審議会の決定は政治主導の 3%よりも低い金額であり、最低賃金で働く労働者の意見陳述も聞かずに決定したことは許されない審議内容と言えること。最低賃金 1,500 円を目指すために、今年度は 100 円以上の増額改定を求め、審議会・専門部会の全面公開を求めて、公開審議で最低賃金

ラインの労働者の意見陳述も強く求め、全国最低賃金制度の必要性について審議することを求めるという内容であります。

次に、19 ページです。2019 年 8 月 14 日付け、三多摩国民春闘共闘会議の異議申出書であります。東京地方の最低賃金の引上げは、中央最低賃金審議会の答申を踏襲したものであり、引上げ幅も 2.84%に留まっており、低廉な労働者の生活保障、労働条件改善、生活安定という最低賃金法の目的が反映された引上げとは言えないものであること。全ての労働者が人間らしい最低限の生活を保障するため、最低生計費原則に基づき、全国一律最低賃金制度の確立と最低賃金 1,500 円を求めるという内容であります。

次に、21 ページです。2019 年 8 月 16 日付け、東京土建一般労働組合からの異議申出書であります。平成 25 年度より、国交省は、公共工事設計労務単価を連続して引上げ、建設労働者の賃金水準の改善によって入職者を確保し、建設産業の維持発展を図ってきた。それに呼応して、業界団体も様々な政策を打ち出している。しかし、現場で働く建設労働者の賃金は低水準であり、当組合の調査では、建設労働者の日当の平均は 1 万 6,000 円程度、多くの職種で公共工事労務単価を 1 万円ほど下回り、また、技能実習生、外国人建設就労者は、日給 8,000 円程度など、最低賃金張り付きの実態があり、建設労働者全体の賃金水準への影響が懸念されている。建設労働者の賃金の底上げのため、再度審議し、少なくとも、1 時間、1,100 円以上の審議・答申をするよう求め、審議会・専門部会の全面公開、公開の審議の場での最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すことを求めています。

次に、23 ページです。2019 年 8 月 16 日付け、武藤睦美さんからの異議申出書であります。その内容は、3 点あります。1 点目は、東京都の最低賃金引上げ率は都道府県別平均引上げ率が 3.09%なのに、昨年も今年も 3%に届いていないことから、2 年分を合わせて 5～6 円引上げる必要があること。2 点目は、D ランクの鹿児島地方最低賃金審議会では、今年、目安額プラス 3 円を示唆しており、D ランクでも 29 円の引上げである。A ランクと D ランクで経済的格差が設けられている中、東京地方最低賃金審議会が目安金額どおりであれば、ランクは不要なのではないか。3 点目は、10 月 1 日から消費税は 10%になることが予定され、様々な物価が上昇している中、実質 1%の時給アップでは、多くの非正規労働者は生活できない。よって、目安額の再検討をお願いするという内容であります。

次に、27 ページを開いてください。

都留会長

よろしいですか。25 ページも 1 件として出ているので、先ほどの青年

部協議会と同じように説明をお願いします。

課長補佐

分かりました。25 ページの東京地方労働組合評議会女性センターの異議申出書、先ほど青年協青年部の異議申出書と合わせて説明を行ったのですが、単独で出ておりますので、東京地方労働組合評議会女性センターの異議申出書についても説明いたします。その異議内容は、時給 1,013 円では健康で文化的な最低限度の生活を送ることは絶対に不可能であり、労働者の生活実態を全く考慮していない。時間額 1,000 円を突破したことは多少なりとも評価できるが、東京においては、時給 1,500 円の実現を見据え、今回の審議で時間額 100 円以上引上げる決定が必要であること。審議会の運営について、本審が全面公開されるようになったとはいえ、当事者の意見陳述を実現することもなく、非公開の専門部会が密室で審議しており、非正規雇用を選ばざるを得ない女性労働者及び母子世帯の働き方や生活実態を具体的に調査することもなく、どのような生活を想定して時間額を決定したのか、甚だ疑問であること。以上のことを踏まえて、東京で 100 円以上引き上げる改定審議を求め、2019 年 10 月発効の最低賃金について、少なくとも時間額 1,100 円以上の審議・答申をするよう求めること。審議会、専門部会の全面公開、公開の審議の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すことという内容であります。

次に、27 ページです。2019 年 8 月 19 日付け、墨田区労働組合総連合の異議申出書であります。今まで説明した他の異議申出書に記載された理由に加えて、中小企業の支援策の拡充の方策を具体化することや、東京でも意見陳述を実施することを求めるといった内容であります。

最後に、29 ページです。2019 年の 8 月 19 日付け、全国印刷出版産業労働組合総連合会からの異議申出書であります。各種の統計資料を根拠とし、最低生計費には地域間格差がほとんど見られないことから、最低賃金は全国一律とし、最低生計費に基づく全国一律の最低賃金制度を法制化するよう政府に働きかけること、また、欧米先進国並みの最低賃金の水準を実現すべきとあり、最低賃金を時間額 1,500 円に引き上げることという内容になっております。

以上、東京都最低賃金の改正決定に係る異議申出の要旨について、報告いたしました。

都留会長

ありがとうございました。それでは、これら 12 件の異議申出について一括して審議をしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長 よろしいですか。異議がないようですので、異議申出については一括して審議をします。

最初に、労側委員の御意見をお願いします。

吉岡委員 それでは、労側より一言、申し上げさせていただきます。先ほど異議をいただいた申出の件でございますが、今回の本審や前回の本審において、事務局より御説明をいただいた数多くの意見には、1,000 円以上、そして 1,500 円という具体的な数字まで出てきたと理解をしています。今回、御説明をいただいた 11 の組織、1 人の個人の意見書の内容も十分踏まえながら、日本の首都である東京において、1,000 円超えがようやく実現できたということ、そして、最終的なのか、将来的なのか、可及的速やかなのか、そのスピード感はいろいろありますが、1,500 円を目指すという異議の内容を踏まえての結果であったと、我々は理解しています。年収的には、まだ 200 万円を超えないという事実ではありますが、この 1,000 円を超えたという実態を踏まえながら、次年度に向けて、取り組みをさせていただければと思っております。よって、私たちども労側は、今回の異議申出について、意見を出された皆様の意を酌みながらも、改めて取り上げる必要はないということで、次年度に向けての議論に備えさせていただきたいと思っております。以上です。

都留会長 ありがとうございます。労側委員の他の委員の方、補足がありますか。

(特に無し)

都留会長 よろしいですか。それでは次に、使側委員の御意見を願いたいします。

海老澤委員 8 月 1 日に意見書の提出があり、その中でも十分に意見を伺ったと思っていますところ。その後の専門部会における金額審議においても、公労使の意見を踏まえた上で、今年度においては、8 月 3 日土曜日という、通常であれば審議会は開かれない日にも審議を行い、結論を出したものであると認識しております。従って、今回いただいた異議については、取り上げる必要はないと考えています。

都留会長 使側の他の委員の方、補足説明がありますか。

(特に無し)

都留会長 よろしいですか。公益委員の方から何か御意見がありますでしょうか。

(特に無し)

都留会長 よろしいですか。

今までの御意見を踏まえますと、8月5日の当審議会の答申は、関係者から提出された意見を踏まえて慎重に審議した結果であり、異議申出の内容についても、これまでの審議において十分に考慮されているものと考えます。以上のことから、「令和元年8月5日付け答申どおり決定することが適当である」という内容で答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長 よろしいですか。異議なしとのことですので、「令和元年8月5日付け答申どおり決定することが適当である」との内容で答申することとします。答申については、私と事務局で用意しますので、しばらくお待ちください。

(答申文(案)作成)

基準部長 会長、答申(案)を配ってよろしいでしょうか。

都留会長 はい。

(答申文(案)配布)

賃金課長 それでは、答申(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)朗読)

都留会長 ありがとうございます。この答申(案)でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長 異議がないようですので、局長に答申したいと思います。事務局は、答申の正本を作成してください。

(答申文作成)

(答申文手交)

労働局長 ただ今、会長から東京都最低賃金の改正決定に対する異議の申出に係る諮問につきまして、答申をいただき、厚く御礼を申し上げます。

公労使各側委員の皆様方におかれましては、限られた時間の中で熱心な審議をいただきまして、改めて御礼申し上げます。今後は、答申いただきました東京都最低賃金の効力発生まで手続きを進めてまいります。また、今後は最低賃金の周知及び履行確保につきましても鋭意努めてまいり所存でございます。委員の皆様には、今後も引き続き最低賃金制度の運用につきまして、御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

都留会長 それでは、東京都最低賃金の発効までの予定について、事務局から説明をお願いします。

賃金課長 御説明いたします。答申をいただきました東京都最低賃金の改正に関しましては、本日、官報掲載の手続きを行います。官報公示予定は、令和元年 8 月 30 日金曜日となります。効力発効日は指定日発効ということで、最低賃金法第 14 条第 2 項により、別に定める日である令和元年 10 月 1 日火曜日となります。以上です。

都留会長 ありがとうございました。それでは、本日、東京都最低賃金の改正に係る当審議会の意見に対する異議申出の内容について、御審議いただいた上で東京労働局長に答申しましたことから、東京都最低賃金専門部会の任務は終了いたしました。よって、最低賃金審議会令第 6 条第 7 項により、同専門部会を廃止することを議決したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長 異議がないようですので、本日をもって、東京都最低賃金専門部会を廃止することとします。専門部会の委員の皆様には、集中的な審議をいただきましてありがとうございました。

続きまして、議事 (2)「特定最低賃金の改正決定及び決定の申出について」に進みます。まず申出要件について、本審議会において審議しますので、事務局から現在までの申出状況について、説明してください。

賃金指導官

これまで申出がありました4業種について御報告をいたします。資料番号4の33ページ、4業種の特定最低賃金の申出状況をまとめた一覧表をお付けしております。これに基づきまして説明をいたします。

特定最低賃金につきましては、平成31年3月1日の本審におきまして、3業種の改正の申し出、1業種の新設決定の申出に係る意向の表明がありましたので報告をいたしました。その後、本年7月31日及び8月1日に3業種につきまして、改正の申出が、1業種につきまして、新設決定の申出がございました。具体的には、改正決定の申出としまして、7月31日に「東京都鉄鋼業最低賃金」、8月1日に「東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」、「東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金」の改正決定の申出がございました。また、新設決定の申出としまして「東京都電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の申出が7月31日にありました。以上、4件の申し出がありました。

資料番号4の一覧表の右側にあるA欄は申出者が代表する労働者数、その隣のB欄は事務局で経済センサス等を基に推定算出した当該業種の最低賃金が適用される労働者数となります。

資料番号5以降に、各特定最低賃金の申出の抜粋をお付けしております。事務局において確認しました結果、4件いずれも新産業別最低賃金の運用方針に照らしまして、適用される使用者数及び基幹労働者の範囲、対象とする労働協約の適用数、申出者の適格性その他につきまして、形式的要件に該当していると判断されましたので、申出を受理いたしました。以上です。

都留会長

ありがとうございました。何か御意見がございますか。よろしいですか。毎年、同じ質問をしているのですが、Aの数字よりもBの数字が小さい、例えば、資料番号4の表の一番下のものだと134%になるわけですが、これは、経済センサスの調査時点と、Aの申出者の申出時点が異なることによる現象でしょうか。

賃金指導官

それも一つの原因と思われます。また、労働組合の協約数の内には、現業部門に従事している人と、一部現業以外の人の中にも入っていると思われるので、そこの辺りも原因の一つと考えられます。いずれにおいても、要件は満たすべきものと判断しています。

都留会長

分かりました。何か他に御意見ありますか。

(特に無し)

都留会長

よろしいですか。ないようでしたら、この４業種の申出要件について、特段の問題はないということでもよろしいでしょうか。

よろしければ、議事（３）「特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性の諮問について」に進みます。東京労働局長より特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性の有無について諮問されるとのことですので、局長、お願いします。

（諮問文２枚手交）

（諮問文（写し）配布）

主任賃金指導官

それでは、読み上げをさせていただきます。

（諮問文（写）（改正３業種）朗読）

（諮問文（写）（新設１業種）朗読）

都留会長

ただ今、東京労働局長から特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性の有無について諮問がありました。特定最低賃金に係る必要性審議については、関係労使のイニシアチブと効率的運営の観点から適切に行うものとするとされていることから、この必要性の有無に係る諮問について、検討委員会に審議を付託するというでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

都留会長

異議がないようですので、それでは、令和元年度特定最低賃金必要性の有無及び審議の進め方等につきましては、検討委員会の場で審議することにいたします。事務局は、この検討委員会の審議を踏まえ、今後、必要な日程調整と参考人の招致について、各側と緊密に連携してください。

では、議事（４）「特定最低賃金の改正決定及び決定の申出人による申出の趣旨説明」に進みます。特定最低賃金の名称は長いので略して申し上げますが、本日は鉄鋼業、はん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業の順に、申出人の方から申出の趣旨説明をしていただきたいと思います。それでは、申出人に入室していただきますので、少々お待ちください。

(申出人入室)

都留会長
吉岡委員

労側から申出人の紹介をお願いいたします。

労側から、申出人の御紹介をさせていただきます。東京都の鉄鋼業の最低賃金に関する申出人でございますが、日本基幹産業労働組合連合会東京都本部、委員長の門脇匠さんでございます。引き続き、東京都のはん用機械器具、生産用器具製造業最低賃金に関する申出人でございますが、産業別労働組合ジェイ・エイ・エム東京千葉副書記長の安藤正樹さんでございます。引き続き、東京都自動車・附属製造業、船舶製造・修理等に関する最低賃金に関する申出人でございますが、全日本自動車産業労働組合総連合会東京地方協議会議長の安藤哲雄さんでございます。

都留会長

申出人の皆様には、お忙しいところお越しいただきましてありがとうございます。御発言いただく時間は10分をお願いいたします。

それでは、最初に鉄鋼業の申出人の方から、本件申出の趣旨について説明をお願いいたします。

門脇申出人

では、鉄鋼業に関する申出をさせていただきたいと思います。日本の基幹産業であります鉄鋼産業の産業別組織として、基幹労連は、魅力ある労働条件づくりと、産業・企業の競争力強化の好循環の創造を理念とし、諸活動を展開しています。その下で、今年の中期取り組みにおいても、日本経済が安定かつ持続的な成長を遂げていくために、働く者全ての労働条件の底上げ、底支えを継続させるよう取り組みを行ってきました。

日本経済は緩やかな成長を続けているものの、個人消費の回復に向けた勢いが依然として見られない状況の中、将来不安の払拭と職場の活性化、優秀な人材の確保や定着に向け取り組んだ結果として、今年の春闘では、多くの企業において、6年連続の賃上げとなりました。

基幹労連は、第4次産業革命や外国人労働者の受け入れ拡大、エネルギー政策、製造現場への労働者派遣の考え方について、重点課題の整理を行いました。さらに、ものづくり産業を取り巻く課題への対応や、産業空洞化防止のため、業界団体と連携を図り、政府や省庁に対して各種の要請行動を展開しています。こうした産業政策領域の取り組みは、産業、企業の競争力強化の観点から極めて重要であり、業界団体やそれぞれの企業からも評価を得ています。労働政策に関しても、産業政策と同様、魅力ある労働条件づくりと産業、企業の競争力強化の好循環の考え方を引き続き労使で共有していくことが必要であり、労働条件の底上げ、底支えに向けた車の両輪の活動として推し進めていく必要があります。

今回の申出を行った鉄鋼業に関して触れさせていただきます。2018年度の国内粗鋼生産量は、前年度費の1.9%減の1億288万トンに留まり、2年連続で前年度実績を下回っています。2010年度以降、9年連続で1億トンを超えたのが、2018年度実績は、この間で最も低い水準となりました。鉄鋼需要は、国内外で底堅く推移しましたが、高炉メーカーの生産トラブルも生産量が伸びなかった要因となっています。2019年度は、人手不足に対応する省力化投資や、土木、自動車等の主要需要分野を中心に堅調な内需が続くことと、トラブルの減少により生産は増加すると見通しています。鉄鋼産業は、わが国の基幹産業として、今後も経済産業をリードしていく立場にあります。リーディング産業にふさわしい優秀な人材を確保する上で、産業別最低賃金の引上げは、未組織労働者を含めた鉄鋼産業で働く全ての労働者の賃金、労働条件の底上げに寄与し、産業全体の魅力を高めることにつながる極めて重要な取り組みです。

また、鉄鋼業に関係する産業は、60歳以降の再雇用、継続雇用を含む熟練技術者が現場を去る時を迎えております。長年勤め上げた職を離れている現状や、既に売り手市場となっている就職状況を鑑みると、賃金水準をはじめとする労働条件改善による産業の魅力出しは、待ったなしの状況にあります。このような環境化において、60歳以降の就労に関する考え方では、65歳現役社会の実現に向け、労使協議が深まっています。一部報道にありましたように、2021年度から定年延長に関して一定の方向性を労使合意し、今後、具体的な制度を構築していくこととしております。鉄鋼産業の職種は、専門性が高く、危険性を伴う作業が多いため、その就業に一定期間の教育訓練や、高い熟練度を必要とし、誰にでも可能というものではありません。今後、労働人口減少がさらに進むことが想定される中、短期的な視点ではなく、中長期的な視点で、継続的に魅力ある労働条件づくり、強いては当該産業としての入り口、賃金のベースとなり得る産業別最低賃金を着実に改善していかななくては、産業、企業の発展に必要不可欠である優秀な人材が確保できなくなり、企業の存続にも関わるということを強く認識するべきと考えます。このことから、鉄鋼産業の賃金水準は、厳しい作業環境に見合うものとして、必然的に高くならなければなりません。

魅力的な賃金水準を示す必要性は非常に高く、その水準を各企業の経営状況のみを捉えた判断で行えば、他の産業の中に埋没し、優秀な人材は他の産業へと流れ、国際的市場での競争力減退をはじめ、産業全体が衰退してしまうことが容易に想定されます。産業別最低賃金という仕組みを生かし、少なくとも最低賃金において、他産業に対し優位性を確立

し、優秀な人材の確保、企業、産業、地域の発展につなげていかなければなりません。産業別最低賃金は、労使のイニシアチブで決定することを踏まえ、鉄鋼産業のさらなる発展に向け、当該産業労使で本気で考えていく必要があります。業種、仕事、経験、現状の賃金体系に見合った産業別最低賃金を確立し、優秀な人材の確保、技術伝承に向けて、賃金における公正競争の確保に向けて、金額改正の審議を力強く進めていただくことを要望いたします。以上です。

都留会長

ありがとうございました。続きまして、はん用機械製造業の申出人の方から、説明をお願いいたします。

安藤正樹申出人

それでは、はん用機械、生産用機械器具製造業の最低賃金金額の改正について、申出の代表である産業別労働組合ジェイ・エイ・エム東京千葉の副書記長を務めております、私、安藤の方から、簡単に申出の趣旨を説明させていただきたいと思っております。御案内のとおり、はん用機械、生産用機械器具製造業は、一般産業用工業用機械、金属加工機械、繊維、農業、建設、食品製造、半導体製造装置、軸受、包装、梱包機、その他の機械、機械器具部品など、様々な分野の機械器具、製造業が含まれております。製品を作るための機械を製造したり、その部品を製造したりするなど、ものづくりを、製造業を支える基幹的産業、業種であることは間違いないと思っております。

製造業全体が人材育成や技能、技術の継承問題、海外移転による空洞化など多くの課題を抱えている中、はん用機械製造業の各社、特に中小企業については、厳しい現状にあることは確かに事実だと思っております。そのため、厳しさを増す企業間競争から、労働協約や法的規制のない企業が、企業コストの削減について、安全問題や人件費までコスト削減を及ぼさせる、そういったことは必然だと思っています。人件費の削減や賃金の削減というところまで至らなくても、他の労使交渉で賃上げを実施している同じ産業、業種の企業に比較して、低い賃金のままで据え置くというような場合には、公正競争が確保できておらず、人件費コスト削減を行っていることと同じであると思っています。

地域別最低賃金は全労働者の賃金の最低額を保障するセーフティーネットですが、特定最低賃金、産業別最低賃金の役割、意義は、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完する点、また、公正な賃金決定、企業間における公正競争に資することだと思います。

さらに言えば、地域別最低賃金は、その地域で働く人の生計費を充足するために決定されているものであると思います。それがゆえに、最低賃金法の改正によって生活保護との整合性が図られたものと解釈してい

いかと思っておりますが、その一方、特定最低賃金は、その職種における賃金の最低額を定めて、公正競争に資するというものであり、その役割は、大きく違うものであるはずだと思っております。賃金は、当該の関係労使が対等な立場で決定するものであり、これが、公正な賃金を生み出す第一歩になるかと思っております。ただし、社会的には、一方的に賃金を決めている企業に労使が交渉で決定した賃金水準を波及させること、これが公正競争の確保につながると思っております。

一方で、一部の経営者が賃金を決定する、そういった企業が、その他の対等な労使交渉による賃金を決定する企業に比較して、有利な立場に立ってしまいます。その場合、低賃金で働く労働者のモラルだけではなく、企業間の公正競争に悪影響を及ぼします。そのために、特定最低賃金で競争条件を同一に近付けることが必要であります。産業、業種の大多数の関係労使のイニシアチブによる申出であるならば、特定最低賃金の必要性はあると思っております。

人件費の切下げは、労働者の労働条件の劣化、製品やサービス、さらには安全をも脅かしかねません。コスト優先から、安全、人への投資がおろそかになっている企業、企業の事故、不祥事の報道は後を絶ちません。その企業だけではなく、その産業、業種の危機、衰退につながることを忘れてはならず、労使で賃金決定をしている企業にまでその危機は影響するものと思っております。

今回の申出を行う労働者は、東京都のはん用機械に携わる 9,370 人のうち、9,344 人分の協約適用者、つまり、9 割以上の組合員になります。正規従業員を主に組織化している労働組合の現状を考えれば、まさしく基幹的な仕事に従事している労働者ということになります。今回の申出の中でも、適用労働者の範囲、適用する基幹労働者については、18 歳未満又は 65 歳以上を除外、雇い入れ後 2 年未満の者であって、技能取得中の者を基幹的労働者から除外、さらに、清掃又は片付けの業務に主として従事する者を除外することとしています。

はん用機械産業の企業で、補助作業ではなく、現在又は将来、はん用機械産業を担っている労働者を対象とするということにしているということがお分かりいただけるかと思います。さらにその金額については、雇い入れ後 2 年未満を除外することから、事実上、20 歳以上の従業員を対象とするものとしています。今回の申出労組の 20 歳賃金額の平均は、約 18 万 950 円、時間額換算で 1,144 円となっています。また、今回の協約、申出に使いました協約、労働協約上では、最低額 1,025 円、平均 1,052 円で協約を締結しています。新たな地域別最低賃金、1,013 円と時間額で

は 12 円、平均では 39 円の差があります。

一方で、社会的な要請に基づき、来春導入されるのが、同一労働同一賃金の制度だと思っています。この時に考えなければならないのは、企業内最低賃金額がほぼ高卒初任給水準で結ばれていること、また、そこから 2 年を経過した賃金水準の基準となる高卒初任給が、事実上外部労働市場で決定されていることなどを総合的に勘案すれば、同一労働、同一賃金の社会的要請に応えるものであり、先ほど申し上げたとおり、公正競争に資するということも総合的に勘案すれば、高卒初任給の近傍で、特定産業別最低賃金を決定し、協約が及ばない企業に対しても適用することが必要なのではないかと考えております。はん用機械の中小企業は厳しい、そのような声は聞こえてきます。この実態の中でも、金額改正が労働者と製品等の質的向上だけでなく、労使交渉による公正な賃金の波及、企業間の公正競争になるのではないかと考えています。しかも、労働協約の締結を背景に金額改正を、9 割以上が申し出しています。先ほども申し上げた高卒初任給の水準になりますけれども、高卒初任給の水準、私ども、JAM に所属している中小企業の高卒初任給が、時間額換算をすると 1,044 円ということになっています。細かい数字を申し上げますと、平均額で、18 歳、一般職で 16 万 5,494 円です。これを平均所定内労働時間の 158.5 時間で割り戻せば、1,044 円となります。日本のものづくりの土台であるはん用機械で働く労働者の最低額が、どのような仕事、どのような産業で働く労働者とも同じ最低額、つまり地域別最低賃金と同額で構わないということによって、9 割の関係労使にとっては、産業内の公正競争確保や、将来性に対する危機感を持つことは不思議ではないと考えております。

今回の春闘におきましても、今年に入ってから各中小企業の非常に厳しい状況が見えてまいりました。その中でも、ベースアップに何とか取り組もうということで、我々の所属している労組のうち、7 割近くの労使でベースアップをすることとしました。その平均額は 1,587 円です。全体で見れば、300 人以上の企業よりも、300 人未満の企業の方が高い金額であるという実態であり、それがこの 2 年続いております。それだけ人を採ることに非常に危機感を覚えているということの証左だと思っています。そのようなことを、この特定産業別最低賃金にも反映をしていただければと思っています。

また、申出労働者も高い賃金水準まで引き上げるべきということを申出しているわけではございません。地域別最低賃金よりも少しでも高い最低の規制を設けることを前提に、労働者にとって仕事、業種に見合った

賃金について、経営者にとっては賃金コストの格差是正に向けて金額改正の議論をすべきではないかと思います。当該労使の9割以上が申出しているということをぜひ尊重していただくことを訴えまして、はん用機械、生産用機械器具製造業の申出の趣旨説明とさせていただきたいと思っています。以上です。

都留会長

ありがとうございました。続きまして、輸送用機械器具製造業の申出人の方から説明をお願いいたします。

安藤哲雄申出人

輸送用機械の趣旨説明をさせていただきます。自動車総連の安藤と申します。よろしくお願いします。

最初に全体の景況感という認識の中で共有させていただければと思いますけれども、緩やかに回復をしているという見方ができるのではないかなと思っております。先行きについては、雇用環境等の改善が続く中で、各種の政策等の効果もあって、緩やかな回復が今後も続くものと期待をしているという認識であります。ただ、通商問題の動向と世界経済が与える影響という部分については、今後も留意していかなければならないという考えは当然持っています。こうした中で、私は出身が自動車の関係なものですから、自動車を中心に、少し産業状況の御説明をさせていただきます。

2018年度の四輪車は国内生産数970万台です。これは前年比で5.4%の増となっておりますが、残念ながら9年連続して1,000万台を下回っているというのが現状です。2019年の1～5月につきましても、404万台ということで、前年比1.5%増となっておりますけれども、全体的にはなかなか回復をしていかないという状況が続いています。特に新車の販売台数につきましては、520万台ということで、前年比で0.4%程度の増加と留まっています。2019年の上期は、273万台です。こちらは前年比でマイナス1.8%、前年を下回った状況でございます。登録車につきましても339万台ということで、こちらは前年比で4.6%の増と前年を上回っていますが、10年連続で400万台を下回る結果となっております。軽自動車につきましては、184万台ということで、前年6.3%前年を上回った状況となっておりますし、登録車についても、171万台ということで推移をしています。軽自動車は、100万台前後の登録ということになっているのが現状です。

こうした中で、本年の総合生活改善という言い方をしていますが、春闘の取組みにおいての状況を少し御案内したいと思います。働く者の将来不安の払拭と日本経済の自律的な成長、この実現に向けて総合生活改善、いわゆる春闘においては、真の意味で構造転換を引き続き進め、自

自動車産業全体の底上げ、そして格差是正の前進を果たすべく、生産性三原則にのっとり、賃金の引上げをはじめとした労働諸条件の改善、働き方の改革、付加価値の適正循環運動、といった取り組みを強く推進をしてきました。

賃金につきましては、集計対象 1,095 単組のうち、ほぼ全てに当たる 1,076 単組において、賃金改正を要求しております。そのうち、1,049 単組、全体の約 95.8%になります。具体的な水準を 3,000 円以上という形の中で賃金改善分の要求の実施をさせていただきました。

その結果、獲得状況を見ますと、849 単組で、1,477 円の賃金改善分を獲得しております。獲得割合約 77.6%という状況であります。獲得の単組数と割合は、平均額ともに昨年を上回る結果となりました。これらは、メーカーや車体部品をはじめとした全ての部門においても、同様の結果が言えると思っており、全体の底上げが着実に進んでいるという受け止めを持っております。とりわけ、組合規模別で見ますと、299 人以下の中小単組、ここにおきましても、集約対象 736 単組のうち、520 単組では、逆に、1,582 円という大手を上回る賃金改善分の平均獲得を得ることができております。そういう意味では、全体の格差の是正に一定程度貢献を図ることができたのではないかなと考えております。また、企業内最低賃金の協定につきましても、多くの単組が、連結水準の引上げを含めた取り組みを進めてまいりました。具体的な成果に結び付いたものも一定数あることから、企業内最低賃金の取り組みは着実に前進をしているものと受け止めております。現時点においては、まだ全体の 7 割程度ということなのですが、これを少しでも 100%に近付けるべく、今後もしっかりと取り組みを進めていく所存でございます。

国内の就業人口の約 1 割を占める自動車産業は、これまでも高い付加価値生産性を生み続けており、雇用の裾野の広さも相まって、日本経済、地域経済に対して大きな貢献を果たしているものと認識をしております。その自動車産業を支える、支えていくのは、まさにそこで働く人であり、ます。自動車産業の競争力を中長期的に維持向上させていくためには、生み出されている付加価値生産性、すなわち労働の質の高さ、これにふさわしい労働条件を実現し、産業で働く人の意欲や活力、これを高めていくことが不可欠だと考えております。

数値的にも、自動車産業の 1 人当たりの付加価値生産性は全企業平均を 100 としますと、約 150 ポイントの状況でこの 5~6 年推移をしています。とりわけ、中小企業においては、人手不足が顕著な状況にありまして、人材の獲得競争は、産業を越えてその厳しさを年々増していること

から、産業における基幹的な労働者の労働条件の底支えとなる特定産業別最賃の引上げ、高い付加価値生産性を生み出し続ける自動車産業にふさわしい最低賃金水準、この実現を図っていくことが必要だという認識でございます。

現在、各地域で特定最賃の必要性審議が行われていると思いますが、その中でも特に使用者側の対応として、地域別最低賃金の大幅な引上げ、これを引き合いに出すことで、特定産業別最賃不要という部分の主張が、例年より強く見受けられるケースもあります。こうした中、自動車産業の裾野の広さが与える地域への貢献度合い、高度な技術、長期的な雇用管理を必要とするといった業務が、高い専門性に裏付けられた自動車産業が生み出す付加価値の高さを感じずにはいられないという思いです。よって、公正な競争環境の確保と産業の健全な発展という観点からも、特定産業別最低賃金は、地域別最低賃金とは大きく性格の異なるものであり、産業の健全な発展に寄与すべく、産業にふさわしい水準で特定産業別最賃の設定をしていく必要があると考えております。生み出し続けている高い付加価値生産性に見合った特定産業別最賃の設定をしなければ、公正な競争環境を確保できないだけでなく、自らが生み出している高い付加価値の否定につながるような状況を感じさせかねないという認識であります。ぜひとも前向きな審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

都留会長

ありがとうございました。続きまして、電気機械器具製造業の申出人の方から御説明をお願いします。

吉岡委員

改めて、田代委員の方から説明をお願いいたします。

田代委員

新設ということで、電機関係の申出書の説明をさせていただきたいと思います。資料の 41 ページです。電機連合の東京地方協議会斉藤議長、JAM 東京千葉の岩崎委員長と連携をしながら集約してまいりました。報告は私、電機連合東京地方協議会事務局を担当している田代と申します。よろしくお願いしたいと思います。

この申出書ですが、東京都における電気機械器具、情報通信機械器具に関する最低賃金の決定を求める申出ということで提出をさせていただいております。私ども電機連合東京地方協議会は、157 組織ありますけれども、その中で今の業種、電気機械器具、情報通信機械器具を担っている労使、労働組合を中心に申出を詰めさせていただいております。その各組織からの委任状、また、最低賃金の記載のある労働協約のコピーを含めて提出をさせていただいております。この資料に記載がありますが、適用対象労働者は常用雇用労働者とするということで、(1) から (3) ま

であり、対象労働者は、この常用雇用労働者ということで提出をさせていただいております。また、次に掲げるものを除くということで、(1)から(3)までありますが、これも御覧いただければと思います。

私ども電機業界も基幹産業労働者の賃金ということで、先ほどの3業種を含めまして、地域別最低賃金とは違う位置付けでの基幹労働者の賃金ということで決定をしていきたいと思っています。先ほど、会長からもありましたが、関係労使の真摯な審議、検討委員会の場におきまして、関係労使のイニシアチブ、関係労使での真摯な審議をしていきたいと思っています。また、新設ということで、業界の動向ですとか、そういったものに関し、後日の検討委員会の場において、参考人から発言をさせていただけたらと思っています。以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。申出人の皆様には、本会のために時間を割いていただきまして、いろいろと伺いました。

それでは、議事(5)「その他」となりますが、他に何かございますか。よろしいですか。他にないようであれば、本日の審議はこれで終了させていただきます。御審議ありがとうございました。

賃金課長

次回の本審につきましては、日程が決まり次第、御連絡を差し上げたいと思っています。よろしくお願いいたします。